

平成21年度 税制改正のポイント

平成21年度税制改正大綱が平成20年12月12日に決定した。11月20日に宮城県仙台市で開催された中小企業団体全国大会での決議事項でもあった、事業承継税制、中小法人の年800万円以下の金額に対する法人税の引き下げ等の重要項目がほぼすべて実現することとなった。



地域・中小企業の安定・活性化

◆中小企業対策税制【生活対策】

- ・中小法人等の所得のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を、22%から18%に引き下げる（2年間）
- ・中小法人等の平成21年2月以後に終了する各事業年度に生じた欠損金につき、繰戻し還付を復活

◆事業承継税制の完成

- ・相続人の死亡以外で猶予税額が免除される場合の具体化
 - ①会社が破産又は特別清算した場合
 - ②納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため、当該株式を譲渡した場合
 - ③次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合
- ・株式の生前贈与を促進するための贈与税の納税猶予制度の創設
- ・株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

◆企業立地促進税制の拡充・延長

- ・超軽量航空機や自動車にも使える炭素繊維、液晶用ガラス基板等製造業を対象に追加

◆長期保有土地等の事業用資産の買換えに対する課税の特例の拡充・延長【生活対策】

- ・適用期限を3年間に拡充した上で延長

◆地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

- ・空き店舗対策をはじめとする商店街の活性化を目的とする新法の制定に伴い、商店街等に土地を譲渡した者に対する譲渡所得特別控除を創設

◆中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等

- ・中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置
- ・農工商等連携・人材投資等に係る中小企業関連税制の延長

◆後継者の小規模企業共済制度への加入【検討事項】

- ・今後、各制度における加入対象者の範囲の見直し

行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。



自律的な内需主導型成長に向けた経済の底力の発揮

◆省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置【生活対策】

- ・エネ革税制の初年度即時償却（2年間）
- ・企業や事業所の資源生産性向上に繋がる設備投資等の促進や、資源生産性向上に向けた企業再編・企業間連携の促進のための税制措置（資源生産性向上促進税制）を創設（特別償却30%（建物等は15%）、3年間（ただし、最初の2年間は初年度即時償却））

◆自動車重量税・自動車取得税の時限的減免

- ・自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制を時限的に創設

参考 次世代自動車（ハイブリッド自動、電気自動車等）は免税。登録車、軽自動車及び重量車（バス・トラック等）は、燃費基準や排出ガス基準の達成度合いに応じ、75%軽減又は50%軽減。

◆住宅ローン減税の拡充・延長等【生活対策】

- ・太陽光発電を含む省エネ・バリアフリー住宅リフォーム投資型減税の導入（平成22年12月31日まで）
工事費用200万円を限度とする10%（20万円）の所得税額控除制度を創設（太陽光発電設備を設置する場合は300万円（控除額30万円））
- ・省エネ住宅へのローン減税を拡充した上で5年間延長。
最大控除限度額を大幅に拡大（一般住宅：500万円、長期優良住宅：600万円）
太陽光発電設備、高断熱窓、高効率給湯設備等一定の省エネ性能設備も対象

◆自動車関係諸税のグリーン化

- ・低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象車種（プラグイン・ハイブリッド車）の追加を行い、必要な見直しの上で延長（3年間）（中古車対象）